

## 地域密着型サービス等事業所事前協議事業者の公募について

## 1、公募する地域密着型サービス事業の種類等

	種 類	整備対象地区	整備数
平成 28 年 度	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	山北地区	1事業所 (定員29人)
	認知症対応型共同生活介護	市内全域	2ユニット (1ユニットの定員9人)
	小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護も可)	市内全域	2事業所
平成 29 年 度	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	神林地区	1事業所 (定員29人)
	認知症対応型共同生活介護	市内全域	2ユニット (1ユニットの定員9人)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	市内全域	1事業所

## 2、公募の期間 平成27年8月3日(月)から平成27年10月13日(火)

## 3、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について

## (1)応募事業者

- ① 村上市に所在する社会福祉法人
- ② 村上市内に介護保険サービス事業所を有し、当該事業所の運営法人若しくは関連法人が社会福祉法人であること
- ③ 村上市内に事業所があり、今後新たに社会福祉法人の設立を予定しているもの

## (2)整備地区を平成28年度は山北地区、平成29年度は神林地区に限定する

(理由) 地域密着型介護老人福祉施設は、平成25年度に朝日地区、平成26年度に荒川地区に開設しており、未整備地区の山北地区、神林地区を対象とする。村上市内については、他のサービス(グループホーム、ショートステイ等)の整備が進んでいることや、サービス付き高齢者住宅が2か所開設されたこと

などから、今期の整備は見送ることとする。

- (3)居室は多床室とし、居室定員を4人以下とする。ただし、個室（居室定員1人）を1部屋以上整備すること。

（理由）これまでプライバシーの配慮からユニット化、個室化を整備してきましたが、利用者の負担軽減を図るため多床室を整備する。

#### 4、認知症対応型共同生活介護について

- (1)応募事業者 法人格を有し、村上市内に事業所を開設していること
- (2)整備数は、それぞれの年度で2ユニットですが、1ユニット及び既存施設の増設整備も可とする

#### 5、小規模多機能型居宅介護について

- (1)応募事業者 法人格を有し、村上市内に事業所を開設していること
- (2)看護小規模多機能型居宅介護についても可とする

#### 6、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

応募事業者 法人格を有し、村上市内に事業所を開設していること

#### 7、市有地について

市が所有している土地については、希望があれば情報提供する。ただし、既存建物の有無や立地条件等財政課と協議が必要です。

#### 8、事前協議事業者の決定方法

- (1)村上市地域密着型サービス等事業所事前協議事業者選定委員会において、書類審査及びヒアリングを行う
- (2)応募がなかった場合及び事前協議事業者が決定しなかった場合は、再度募集する
- (3)審査項目は、要綱（案）のとおり
- (4)地域との交流・連携を推奨する

#### 9、今後の予定 別紙のとおり